

第 31 期  
東京都青少年問題協議会  
第 6 回 専門部会  
(若者支援部会)

平成 30 年 4 月 24 日 (火)

都庁第一本庁舎 16 階

「特別会議室 S 6」

午後 2 時 30 分開会

○青少年課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第 6 回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席いただいております委員の方は 6 名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

なお、坪井委員におかれましては、業務のご都合で 30 分ほど遅れてご出席される旨、連絡を受けております。

また、本専門部会は、原則公開となっております。議事録についても同様の扱いとなりますのでご承知おきください。

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りしたものにつきましては、まず次第がございまして、その次第の次に資料 1 といたしまして、第 5 回専門部会（若者支援部会）での委員ご発言における主な論点と題する資料、そして、資料 2 といたしまして、意見具申のイメージ（案）、また、参考資料といたしまして、これまでの専門部会での意見をまとめた資料と部会名簿といったものを配付しているところでございます。

特に欠落等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

あとは、それに加えましてでございますけれども、こちらは参考といたしまして、2 種類パンフレットを置かせていただいております。まず、一つ目でございますけれども、こちらは当方の施策のご案内というところではございますが、「ひきこもりでお悩みの方へ」と題する、パンフレットでございます。6 月 16 日に都庁の第一本庁舎 5 階で、「ひきこもりでお悩みの方へ」ということで講演会、合同相談会を開催する予定でございます。こちらの講演会につきましては、白石弘巳先生に講演をいただきまして、「『ひきこもり』で悩む人へ家族が前向きになるために」ということで、ご相談いただくとともに、そのほかにも合同相談会という形で各種相談を行っていただいている団体がブースを出展いたしてまして、支援内容の紹介などを行っていくという企画をしているところでございます。こちらにつきましても、参加無料でございますので、もしご機会がありましたらということで加えさせていただいている次第でございます。

あと、もう一つでございますけれども、こちらのカードが左上についている、こちらでございますが、こちらは「こたエール」という、我々が持っております、特にネットや携帯で

何かトラブルがあった場合にご相談をいただくためのものですが、今まで電話でありますとか、メールでありますとか、そうした形でご相談をいただいていたものに加えまして、期間限定ではありますけれども、若者が使いやすいLINEという形で相談を受け付けるということで、本日は、5月8日から5月21日、8月1日から8月14日に行うという旨を広報させていただいたところですが、こちらにつきましてもお知らせということで置かせていただいているところですが、例えばお子さんなどに仮にこういったところでトラブルに巻き込まれたであるとか、お子さんに単にこういうのがわからないんだけど、ちょっとトラブルが起こりそうだというのをやったときに、親御さんでもこちらに相談していただければ一応答えるということもできますので、こちらの「こたエール」、ぜひよろしくお願ひいたしますということで参考でお配りさせていただいている次第でございます。

それでは、また本題に戻らせていただきます。

それでは、専門部会の名簿をご覧ください。春の人事異動に伴いまして、オブザーバーと事務局の担当者を変更になっております。オブザーバーは全員、事務局は青少年担当課長と企画調整担当課長が交代しているというところでございます。ここで、本日も出席のオブザーバーの皆様をご紹介します。

教育庁指導部指導企画課長の石田周様。

○指導企画課長 はい。どうぞよろしくお願ひいたします。

○青少年課長 産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長の萩原幸太郎様。

○就業施策調整担当課長 萩原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○青少年課長 警視庁生活安全部少年育成課長の代理で少年相談担当課長代理の藤井貢様。

○少年相談担当課長代理 藤井でございます。よろしくお願ひします。

○青少年課長 福祉保健局総務部企画政策課長につきましては、代理の方も含めまして急用ということで、本日欠席となっております次第でございます。

それでは、その後の進行は古賀部会長にお願いしたいと存じます。

古賀委員、よろしくお願ひいたします。

○部会長 それでは、引き続き会議を進めてまいりたいと思います。今日は2時間の枠でお願いしておりますけれども、できるだけ円滑に、また、多くの先生方のご意見を聴取したいと思っておりますので、ご協力方、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず次第に従いまして進行したいと思います。次第の2ということで、第5回の専門部会（若者支援部会）における検討状況について、前回の振り返りを事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○若年者対策担当課長 それでは、資料1の第5回専門部会での委員ご発言における主な論点ということで説明をさせていただきます。

それでは、一つ目の丸の部分になりますが、本人だけじゃなく、家族もそれを問題と認識していない場合は、ひきこもりが長期化する傾向にあるということで、こういう場合には若者の掘り起こしが重要になるというご意見がありました。

二つ目の丸としましては、支援の必要性を認識していない若者や家族に対しては、綿密な情報提供と啓発が重要であると。これに対しましては、どのような支援機関がどのような相談に対応できるかを行政がしっかりと把握し、広めていくことが大切であるというご意見をいただきました。

三つ目の丸としましては、相談に来るきっかけとしては、インターネットが大きな割合を占めるということで、SNS等のインターネットを利用した積極的な広報が効果的であるというご意見がございました。

四つ目の丸になりますが、どこに相談してよいかわからない若者については、総合窓口による相談体制の整備が重要であるということで、区市町村も総合窓口を整備することが望ましいのではないかとご意見もございました。

五つ目の丸になりますが、ひきこもりの若者につきましては、自分の意に沿わないことを言われると相談することをやめてしまうことがある、多いということで、これにつきましては、ひきこもりの特性を理解し、最初の相談が重要だということをしっかり認識した上で対応することが必要であるというご意見をいただきました。

それでは、裏面のほうをご覧ください。

前回は発達障害者支援センターの山崎センター長にもオブザーバーでご出席いただきましたが、発達障害者などの困難を抱えている若者は相談窓口で自分の抱えている問題をうまく説明できないことが多いということで、これに対しましては、本人に同行し、代わりに状況を説明する「通訳」のような存在が必要であるというご意見がございました。

次の丸の部分ですが、最初の見立てが重要であるということで、初期の段階で幅広い対応が必要であるというご意見をいただきました。

最後の丸の部分になりますが、困難を抱えている若者は、複数の課題を抱えており、一つの支援機関では支え切れないケースが多いと。これに対しましては、各支援機関をつなぐ全体のコーディネーター役が必要であるというご意見をいただいております。

前回の主な意見につきましては以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

コンパクトにまとめていただきましたので、こういった課題あるいはご示唆いただいた意見を踏まえて、次の次第3に移ってまいりたいと思います。

ここからが今日のメインになりますけれども、これまでのこうした議論を踏まえまして意見の取りまとめを行いたいというふうに思っておりますので、資料2の意見具申のイメージ（案）に沿って事務局よりご説明いただきたいと思います。その後に皆さん方から意見交換をしていただきたいと思っております。

それでは、まず事務局のほうからご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○若年者対策担当課長 それでは、資料2をご覧ください。意見具申のイメージ（案）ということになっております。こちらの資料につきましては、前回の第5回の終わりの部分でご説明をさせていただきました今後の進め方の中で、意見具申のイメージ（案）ということで説明をさせていただいたものに、丸の部分になりますが、今までの第5回目までの各委員の皆様からいただいた意見の主な部分を箇条書きで追加をさせていただいております。

まず、最初のほうから見ていきますと、第1章の1番の若者を取り巻く状況というところになります。こちらの部分は、現在の若者の全体像という部分で、生活圏の内閉化とか、居場所のなさ、排除される不安やリスクというようなところもキーワードとして挙がっております。

次に、3番目の若者の支援の実態の部分、こちらでは、若者支援のための制度や体制が手薄である、と、都民の理解をさらに深める必要がある、と、あとは新たな視点として予防的な取組の重要性という部分もここに追加しております。

次に、第2の課題の部分になりますが、一つ目の支援の必要性を認識していない若者やその家族に対してということですが、相談を躊躇している部分、あとは、若者や家族に対して支援に関する情報が十分届いていないというような課題が挙げられております。

2番目の支援の必要性は認識しているが、どの機関に相談してよいかわからない若者や家

族ということでは、課題としては、複合的な課題を抱え、相談先が不明であること、相談しやすい環境の整備が不十分であるという課題が挙げられております。

三つ目の、相談したが、適切な支援機関につながらない若者やその家族ということでは、対象年齢や支援内容により、支援の切れ目が生じていること、相談の入り口でつまづくことが多いという課題が挙げられております。

あと、4番としまして、新たなところとしまして、予防的な取組の必要性ということで、支援が必要にならないようにすることの重要性ということが挙がっております。

裏面のほうをご覧ください。第2章の支援の充実に向けた対応策ということになります。

一つ目が、支援の必要性を認識していない若者やその家族への対応策ということでは、そのような若者や家族の意識を変えるような情報発信が必要ではないかということで、具体的には、支援につながりやすくなるような広報・啓発が重要であること。先ほどの第5回目でもSNSの活用等が出ておりましたが、その部分にも該当いたします。あと、相談しやすい環境の整備に向けた取組の充実ということも対応策として挙がっております。

続きまして、第2のどのような機関に相談したらよいかわからない若者やその家族への対応策としましては、支援機関の情報を集約し活用できるようにすることが重要であるというご意見が挙がっております。具体的には、要支援者を受けとめ、適切な支援につながるような体制の整備ということで、第5回目でも総合窓口の整備というようなご発言もございました。あと、次が必要な情報が検索できる仕組みということで、先ほどの第5回目でも行政がしっかり把握して広めていく必要があるというようなご意見がございました。

次に、第3のところでは、適切な支援機関につながらない若者やその家族への対応策ということで、複合的な課題に対応するために、多機関のスクラム連携が重要であると。通常の連携ではなくて、より密接なスクラム連携が必要であるというご意見をいただいております。その中では二つ目の丸ですが、本人や家族の課題や状況を代弁し、伴走できる人材が必要であるというご意見が挙がっております。

あと、第4のところは、先ほどの予防的な取組ということで、困難な状況に陥らないようにする取組が重要であるというふうになっております。

意見具申のイメージ（案）としては以上になっております。

○部会長 どうもありがとうございました。

通常、今までの具申の形と若干異なる部分もありますので、私のほうからも少し、感じて

いるところを補足してお話ししておこうかなと思っております。

今、ご説明いただいたように、基本的な構造は、いろんな若者の困難や課題についてを1章のほうで書かせていただいて、2章のほうでその対応策を具体的に書いていくという構成になっております。

ただ、見ていただいてわかるように、問題を抱えている人たちの問題への関わり方の度合いによって対応を変えていこうという考え方を出しているかと思えます。今までですと、どちらかという問題はもう必然的にあると。その問題を解決するにはこれなんだというような、何かそういう1対1的な相互関連の理解が強かったかと思うんですが、今回の資料のほうを見ていただくと、例えばですけど、ひきこもりというような場合も、そのひきこもりというものを、自分のうちの子供はひきこりに当たるのか当たらないのかというような非常に曖昧な手応えの中で考える、その局面をスタートに。また、例えばもう自分たちの家の力で何としても解決しようなんていうふうに考えるときの局面というのが入り口としてあり得るんじゃないかというふうに想定してみる。これは、そこの図で言いますと、支援が必要な問題状況はあるんですけど、当事者であるご本人や、あるいはそのご家族は相談を躊躇したり、自力で解決しようとしたりという段階で、支援の必要性というところまでたどり着かないという場合がある。手探りしてるというようなことがあると、こういう前段的な局面を想定しているわけです。これはここでのお話の中でも、ひきこもりの問題を深刻に受けとめるのには時間がかかっているというのが一般的で、最初の段階からすぐさまひきこもりだというふうに理解する人たちが極めて少ない。これは、もっと言えば自分の子供がひきこもりだというふうに考えてしまうことは、先々非常に困難で、新たな生き方が模索できないんじゃないかというふうな、非常にそういう悲観的な感覚にとらわれることと関係してるかと思えます。ですから、例えば、1のフェーズというのは、そういう支援の必要性というものが、あるんだけど、理解し切れないと。こういう局面を一つ置いているということです。特にご家族は、こういう部分というのを非常に長い時間抱え込む場合が多いんじゃないか。ひきこもり問題をずっと受けとめて、支援機関に行くのに3年とか4年、平均的に期間がかかっていますので、この時間というのは結構長いんじゃないかと思われます。ですから、この部分でいろんな対応ができないか。特に最近非常に言われるように、家族がみんな丸抱えして、家族の力で解決するという発想を少し変えていただくような働きかけはできないか。これは「家族支援」なんて言い方をするところもあります。要は日本の社会は福祉でも労働でも家

族と世帯を中心にいろんなものが組み立てられてきたんですね。つまり、家族がまず単位になって、それこそ健康保険でも年金でも、全部そこで動いてきたということで、家族の責任が重い構造になっているように思われるんです。ところが、家族がそれほど盤石じゃない現在の世の中では、家族に責任を課すと、家族丸ごと問題の中にのみ込まれて潰れていっちゃうというケースがあるように思われます。したがって、私なんかは自分で、「ひきこもりと家族の社会学」という本（古賀正義、石川良子編著、2018、世界思想社）を書かせていただいたときも家族主義という言葉を使わせていただいたんですが、この家族主義と言われていたようなもので全部問題を解消するのは非常に難しいのではないかと思います。したがって、この1の局面というのは、長くお話ししましたが、何でも家族とかの自力で解決しようというだけじゃなくて、もう少し問題を抱えた家族にいろんな情報が届いたり、考え方を換えられる局面が生まれないかというふうに思っているわけです。

その次の局面が2の局面になっていくかと思うんですが、今度は家族支援も含めて、いろんな支援の必要性は認識しているんだけど、一体どの機関に相談したらいいのかとか、どこにつないでいったらいいのかという問題でして、これは問題が深刻化してしまっているし、問題についての関係する人たちの理解もかなり正確になってきている、あるいは自覚的になっている局面かと思えます。もちろん、困ったなと思う方はもうすごく多いと思うんです。これはもうどうにもならないんじゃないか、大変だなというふうに思うかもしれないんですけど、多くの方々は一体どこへ行っていいのかわからない。例えば心の問題ならば、医療専門機関とかもあるだろうと思うし、働けないというなら就労機関もあるだろう。しかし、そのいずれもが当事者にかぶってきていて、一体どこへ行ったらいいのかわからないという、しかし、困ったなと思っているという、こういう第2フェーズ、第2の局面があるかと思えます。この辺は非常にトラブル感覚が強いので、どこへ行こうかというのを迷っているうちに時間がたつということがあるから、この相談機関とつなぐところをどうやっていったらいいのかという、そこを考えていくことが必要で、相談には来てくれる可能性がありますけど、どうやって相談しやすい環境をつくるかという局面かと思えます。

三つ目の局面は、今度は資料にもありますが、相談に行ったんだけど、なかなか出口が見つからないとか、改善が見られないとかということが出てきたりして、適切な支援の機関につながっているのかなというように、いわゆる適切なインテークだったのかなとか、あるいはリファー先として与えられた医療機関とか労働機関とか、さまざまな場の条件が、それ



なりにその人に見合っているのかなとか、当事者のニーズというものとうまくつながってるかなというのが問題になる局面だろうと思います。こちらもまた長い時間のかかるところかなと思います。

つまり1、2、3を眺めていただくと、非常に曖昧な入り口の割と時間が長い部分と、非常に2のような緊急性を要して、何とか相談の先を見つけないかといってるような、その局面、非常に緊急避難的な要素が強いところと、3のように大分長期化してしまって、何とかいろんな場所をトライアルしながら次を探せないかというようにやっていく局面と、この大きくって三つぐらいが想定できるんじゃないかと思います。ということで、ちょっと長くお話ししましたが、こういう時系列を想定した、そのタイムラインとして支援を置いていくというやり方をとっているかと思います。

この1、2、3が、先ほどお話ししましたが、ここにいる当事者の社会環境とか、あるいは社会参加の入り口というようなものと、それぞれの局面でつながり合っていくので、適切な場をここに組み込んでいったらどうかということになっていくかと思います。1、2、3以前の段階というか、それに関わる、緩やかに関わっている人々のためのものというか、「予防的」という言葉を使ってますけど、予防というか、この問題についての理解を深めていくような広い意味の啓発的な要素があったほうがよくて、例えばひきこもりというのでも偏見がありますよね、世の中の方々の。ですから、もう少し正確にこの情報を皆さんが知っていただいて、この問題と向き合っていただけるような、あるいは若い人たちの中にも、ひきこもりと言われたくないみたいなことだけで、本当はいろいろ相談したいのにやめていく人もいるでしょうから、やはりそういう意味で、当事者になる前にもこういった知識を得ていただくというようなことが要るんじゃないかということです。予防というのは言い過ぎという感じもするんですけど、こういう問題に緩やかに関わる人たちにとってのさまざまな情報や啓発というようなニュアンスでこの4が挙がっているかなと思います。

というようなことで、いずれにしても、そのタイムラインや当事者の抱える問題との関わり合い方の浅い深いというようなことを想像しながら作り出されているんじゃないかと思いますので、そういった点から見ていただいて、この案についてご意見をいただければなと思いますし、また、この枠組みで、今、ひきこもりを例にしましたが、実は非行の立ち直りについても同じように考えていく必要があると思うんです。つまりひきこもりというのは、どちらかというとなんか社会的で社会との接点を失っているというところに強調点が置かれてい

ますが、非行の立ち直りのほうは、概して反社会的で、社会に対して攻撃的な人たちなんじゃないかと思われているというところがあるかと思います。表にあらわれたことだけ言えば、そういった違いがないとは言えませんが、しかし、根底的には社会の多くの人たちとの関わりを失っていくこと、孤立によって生まれてくるということは同じだと思います。ですから、非行の場合も、今、非行の補導の件数やその率はすごく減少してるんですが、逆に再犯する度合いは決して減ってない、増えている。ということは、社会から排除されていくなという感覚があると、なかなか次の、育て直されて次の一步を踏み出すことができてないんじゃないかと思われるわけですね。ですから、ここを考えていくとなると、非行の立ち直りも、やはりひきこもりとは違う問題性のように見えますが、根底においては社会参加のための方法論をいかにつくり出すかということ。また、ずっと出ていますように総合窓口だとか、あるいはサポートステーションだとか、あるいは保護観察所だとか、さまざまな機関とどうそれを組み合わせて社会参加に導くかというところが大きな課題になっているかと思います。

ということで、長々とお話ししましたが、非行の立ち直りも、その改善への方向性としては類似したものがある、あるいは共通したものがあるんじゃないかと思えますし、同時に、非行の場合には、今お話ししたように、対人関係の在り様が違うところがあるかと思えますので、そういう課題の抱え方に応じて、いろんな機関間連携を工夫していくということになるのかなというふうに思います。

あと、この後、土井先生のほうからもお話ししていただきますが、そういう社会参加のいろんな困難さがそれぞれに襲ってくるということと、ここの頭の部分で、この報告の最初の答申の、意見具申の頭の部分で考えているような、社会環境の変化は非常に関わり合っていると思えますね。例えばネットワーク、ネット社会というようなことが、情報を扱う上で大きなベースになってくると、違う人間関係が生まれるかと思えます。そういったようなことは、こういう幾つものタイプの違う問題のベースとしては共通してると思えますので、土井先生からそこもお話しいただいて、特にSNSなんですね。ネット環境と人間関係についてご説明いただいて、そして議論に入っていきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○土井委員 土井です。

今、ご指名がありましたので、では、少しこれまで余りお話しする機会がなかったもので、今日はフリーディスカッションということで少しお話をさせていただきたいと思えます。

お配りをいただいている意見具申のイメージの第1のところですね。第1章、現状と課題で、第1の1、若者を取り巻く状況で、現在の若者の全体像、生活圏の内閉化、居場所のなさ、排除される不安やリスクというところについて少し説明をさせていただければと思います。

古賀先生と同じく、私も社会学者ですのでいろいろ調査を行っています。最近のここ十数年の調査データの傾向を見ますと、いわゆる若い人たちの生活圏の内閉化という現象が生じているように見受けられます。一例を申し上げますと、例えば今、若者、子供たちがどこで、友人をつくるかというときに、その友人をつくった場所を調べた調査があります。その調査を見ますと、この十数年で友人と出会う場所が減ってきています。狭くなってきている、多彩性が失われてきているんですね。当然、先ほど古賀先生からも説明がありましたように、今、ネット社会ですので、ネットの中で出会う機会が増えてくれば、リアルな世界で出会う多彩性は失われてくるであろうというふうに一般的には想像できます。リアルな場所という、例えば部活とか隣近所とか塾とかゲームセンターとか、そういういろんな場面で出会うということですね。そういう出会いが減ってきている。出会いが減ってきているというよりも、その出会いの場所の数が減ってきているんですね。それは、だからネットで出会うことが増えてくれば、リアルな世界で出会うことは減ってくるだろうというふうに一般には考えられるのですが、しかし、よくよく見てみると、では、ネットの中で友人と出会う、そういう機会が増えているかという、実はこれも調査を見てみますと、近年は下がってきています。ネットの中で新しい友達と出会ったことがあるか、親しくなったことがあるかという調査を見ますと、これも今減ってきているんですね。つまりネットというのは時間と空間の制約を超えて、いろんな人間がつながることができる道具なので、例えば出会い系サイトのような問題が大きな社会問題としてクローズアップをされてきたのですけれども、今もそういう問題がありますが、しかし、一般的な傾向として言うと、ネットの中で若者、子供たちが新しく出会いをつくる、新しい友人をつくるという機会は、むしろ今は減少傾向にあるということが、少なくとも調査のデータからは言えます。つまりリアルな世界においても、あるいはネットの中においても、いわば出会いの多彩性や多様性が失われてきているんですね。言ってみれば、自分の今いる環境と似通った人、近い人のところで生活圏を閉じていって、だから友人もその中で出会っている、そういう傾向が強まってきている。ネットが発達をしたから、出会いの場が広がっているかという、決してそんなことはなくて、よく言われる

ように、ネットの中がいろんな世界に、クラスターに分かれているので、その自分の属しているクラスターの中で友達を見つけていくという傾向が進んできている。これが生活圏の内閉化という言葉で私はイメージをしているものです。

そうしますと、自分の居場所というのは、ネットの中にせよ、リアルな世界にせよ、今いる小さな世界の中で閉じてしまっているのです。そうすると、そこから外れてしまうと、もうどこにも自分の居場所はない、別の居場所がないわけですから、これが居場所のなさ感というものにつながっていくというふうに思っているんですね。例えば学齢期の子供たちが不登校になる理由としてしばしば挙がってくるのは、学校の中での「いつメン」、仲間グループですね、「いつメン」から外されちゃったということがしばしば不登校のきっかけになる。なぜ仲間グループから外されることが不登校のきっかけになるのか。それは学校の中で自分の居場所は「いつメン」のグループの中にしかないからですね。だから、そこから外されてしまうと、もうほかには学校のどこにも自分の居場所がないという感覚に襲われてしまう、これが居場所のなさ感ですね。そうすると、その今いる閉じた世界の中から自分が万が一外されてしまうと、もう生きていけないという感覚を持っているので、それが排除される不安というものを非常にあおっていくこととなります。人間関係に対して、非常にこれはリスク感覚を今持ち始めている。だからこそ、今ある人間関係に何としてもしがみつかないといけない。そこから外れると、自分の居場所はどこにもなくなってしまふ、そういう感覚を持ち合わせているのではないだろうかというふうに、少なくともデータを見る限り、調査データを見る限り、そういう傾向が今浮かび上がってきているように思われます。

問題は、このときに、では、ネットがどう機能するかということなんですね。我々がどうやって、やっているこの支援活動を若者たちに届けるかというときに、今、ネットを抜きにして語ることはできないと思いますが、しかし、今お話をしたように、ネットの中でも子供たち、若者たちの生活圏は閉じているわけです。つまり全世界とネットは機能的にはつながる装置ではあるけども、実は実質的にはつながっていないわけです。例えばSNSというのは、ご存じのように、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略ですけども、最近の若者たちのSNSの使い方をもじって、大学生のSNS調査をやった東京広告協会というところがありますけども、この東京広告協会はSNSの使い方をもじって「そこらへん・なかまうち・サービス」というふうに言ってるんですね。つまりそういう使い方になってきている。とすれば、私たちが若者たちに情報を届けるときに、そういう若い人たちの、いわば生

活スタイルにのっとった形で情報を送り届けないと多分届かないだろうというふうに思うんです。つまり例えばウェブで情報を公開していますとか言ったって、読みに来ないわけですね。こっちからプッシュをして、そういう閉じた世界に情報を送り込まないと、多分その情報は当事者たちには届かないだろうというふうに思っています。なので、我々としては、そういう形の情報の届け方を今後検討していかないといけないかなというふうに思っています。

例えば、今日、「こたエール」の先ほど資料をお配りいただきましたけども、これも今、東京都がこれをやるとおっしゃっていらっしゃるもので、ただ、そこに「ネット・ケータイのトラブル相談」、今まだちょっと限定がかかっていますよね。この例えばラインを使った相談というのは、たまたまですが、今朝、新聞を見ておりましたら、長野県がこのたび初めてだそうですけれども、ラインを使って悩み事相談を受けるということをやってみたという、で、非常な件数が集まってきて、もうカウンセラーの数が足りないので応じ切れなかった人がもう1,000人以上待っているという状態ですね。そういう、だから需要が多分あるんだろうということですね。

それから、たまたま私、先日、総務省が行われた自殺対策の強化月間シンポジウムというところに出かけていきました。これは特に今、日本全体として見れば、自殺者は減っているんですが、若者は高どまり、若干減ってはいますが高どまりなので、座間市の事件等々を受けて総務省が企画をしたもののようなのですが、その中でいろんなプロバイダーさんのいろんな取組を紹介されたのが、一つ、地方自治体がやられていた取組の紹介がありました。それは静岡県が行っているものなんですね。これは若者たちが、これはツイッターを使っていてるんですが、ツイッターにいろいろつぶやきます。つぶやいたときに、そのつぶやいた言葉に反応をして、自動的にプッシュする、情報プッシュをする、そういうシステム、これはツイッターのツイッター広告というものがあるんですが、そのツイッター広告を利用したものらしいんですね。例えば死にたいというふうにつぶやいたら、即座にそのつぶやきが静岡県内から出たものであれば、その静岡県の相談窓口がプッシュされてそこに行くという形ですね。そういうシステムで、当事者に言葉を届けるような、情報を届けるような、いろいろなシステムが今、地方自治体でもいろいろ検討されているので、東京都でもぜひそういうプッシュ型の情報を届けるシステムを今後考えていかないといけないかなというふうに思っています。

簡単ですが、以上、お話をさせていただきました。

○部会長 どうもありがとうございました。

ツイッターというのは手段の中でAI型というんでしょうかね、出てくる返信に合わせて自動返信的にやっていくというようなことがあるようですが、今のお話につけ加えますと、予防教育については、文科省もすごく熱心でして、いろんな施策を打ち始めております。予防というと、さっきから出ていますように、先回りと聞こえるところがありますけれども、それ以上に今のお話のように、いろんな対応を予測して、できるだけ効果のある手を打っていかうというニュアンスかと思います。そういったことが行われるようになってきてまして、概して、お話がありましたように、今の若い人たちは不真面目で問題の中に入っていきたくないんですよね。真面目過ぎて問題の中に入っていきますから、自分の中で突き詰めていって生きづらくなっていく傾向は強いですから、そういった人たちに合わせた方法論が要求されると思います。

内閣府で、10代後半から20代の後半までをとった1万人調査というのが行われまして、私も関わったんです（古賀正義「就労不安と働き方・ライフコース」内閣府『子供・若者の意識に関する調査（平成29年度）報告書』、2018年、144-153頁、内閣府『子供若者白書（平成29年度）』に再掲予定）。職業に就けないことへの不安をたくさん抱える層の人とそうでもない層の人を比べてみると、就労不安の高い人ほど相談する人を見つけにくいのと同時に、やはりいろんな不満を抱くという傾向がありますね。ですから、職業に対するいろんな心配事を抱えやすいという傾向があることがわかります。ちなみに、そういう就労不安の高い人たちが非正規雇用が多いかということ、そんなことがなくて、正規雇用でも非正規雇用でも、あんまり高い不安者の割合が違わないんですね。つまり正規雇用でも不安な人は不安ということで、こういうところも、やはり今のお話と重なってくるかなというふうに思います。人間関係が豊かにないと、その不安が解消しないというような真面目さが多くの若者にあるかなという気がいたします（古賀正義「偏位する「社会的孤立」－その意味と課題」内閣府『子供・若者の意識に関する調査（平成28年度）報告書』2017年、140-145頁、内閣府『子供若者白書（平成28年度）』に再掲も参照のこと）。

長い話になりましたが、大体、予定の時間になっておりますので、今のような話を踏まえていただいて、続いて、課題に入っていきたいというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、資料では課題と対応策が分けて書かれておりますけども、それぞれの課題があって、どんなふうに対応すべきかということをお互いに考えていったほ

うがわかりやすいかと思しますので、それぞれの先ほどお話しした3段階というものを頭に描きながら、それぞれのフェーズでどんなことが考えられるかご意見をいただくという形にしてみようかというふうに思います。

ということで、まず最初の段階は、入り口的な、支援は必要なんだけど、支援の必要性というものはあんまり認識できないでいるという若い人たちや家族の支援というところで、この部分について、それぞれの委員の皆さんから自由にご意見をいただければなというふうに思います。非常に課題がまだ曖昧な状態での支援と、あるいは問題性ということについてご意見があればと思いますが、いかがでしょうか、どなたでも。

どうですか。はい、じゃあ、どうぞ。

○岡田委員 私のほうから少し事例を挙げてお話ししたいと思います。私の周りには不登校という問題を抱えたお母様方がたくさんいらっしゃいます。中学時代不登校になって、そのときはスクールカウンセラーを通して、公的機関に相談していた。でも、中学から離れると高校に入りますね。高校に入ると、通信制の高校に入るので、高校という所属があるので、そこで安心してしまっている。なおかつ、通信制の高校はカウンセラーがイコール先生なんだという考え方があるので、安心感があって、公的機関とはそこで縁が切れてしまう。しかし、高校、大学を卒業したら当然、所属がなくなります。そうすると、ひきこもりやニートになる可能性がもう大なので、今抱えている、親御さんが抱えている問題、それから、自立に向けての課題、これを分けて考える。長期的に一緒に、家族と一緒に歩んでいけるような、そんな長期的な伴走者、長期的な伴走してくれるような機関があったらいいなと私は個人的には思っております。

以上です。

○部会長 今、出たんですけど、学校に入っているうちは、年齢にかかわらず学校を通した支援というのは割とやっていただけということがあるんです。けれど、学校を離れると途端にいろんなものがなくなっていくという傾向がありますよね。ここは非常に大きな問題です。今のお話のように。ですから、伴走者も学校を通してはあるかもしれませんが、学校を離れるとなくなっちゃうということで。

ちなみに、通信制高校の話が今出てたんですけど、定時制・通信制なんかを調べていきます（古賀正義「定時制高校における中退問題の実証的分析—補償と排除の間で—」中央大学『教育学論集』第59集、2017年、1-30頁）と、こういうところの層の人たちがほ

とんど今働いてないですね。就労を並列的にやってません。定時制が今6割しか、そういう就労経験者がいないというデータに文科省はなっておりますので、非常にね、以前の「勤労青少年」というイメージから遠ざかっていっちゃってますね。つまり課題を抱えている人が流れ込んでいっちゃってるという現実がありますね。ですから、学校側としては、そういう人たちの対応策に今追われているということで、逆に言うと、そういうところにいる間は何とかしてくれているということだと思います。

ほかに、ご意見いかがでしょうか。どうぞご自由に。

○坪井委員 支援の必要性を認識していないという人たちが、どうしてそうなんだろうというところにも一言触れたいと思っているんですけど、子供たち、例えば私たちのところへ来る子供たち、虐待をされて来る子供たちでも、私のような子供はまだ支援されるべきじゃないのよね、もっともっと大変な人たちがこういう支援にされるべきで、私なんかこんな軽いもので支援されちゃいけないのよねとか、助けを求めちゃったら甘ったれてるわよねという、それこそ真面目という意味なんですけど、そういう形で、それでもやむにやまれず出てきて、そういう子供たちに出会うんですね。何かこう、今、ずっと言われてることなんだけれども、問題を抱えたのが自分の責任なんで自分で解決しなさいという、この自己責任論みたいなのが本当、まだまだ日本の社会って隅々まで行き渡っていて、個人の責任と、次、家族の責任でやらなきゃいけないんだと思ってるという感じ。SOSを出しちゃいけない、こんなことで社会に迷惑をかけちゃいけないというふうに思っているの、助けてもらっていいんだというところに行き着かないという、そういう社会の状況があるんじゃないかなというのをすごく感じるんですね。だからこそなんだけれども、例えば窓口の相談なんかでもすごくよくあることなんだろうけど、あなたぐらいだったらまだ頑張れますよとか、ここへ来る人はもっと大変な人なんですよというような切り方をする窓口というのは実際、本当に多くて、そこで切られてきてしまった人たちも多いんです。でも、相談者側から言うと、それは比べちゃいけないだろうと思うんですよ。Aさんにとってのこのくらいの問題と、Bさんにとってのこのくらいの問題って、客観的に見たらすごく違うように見えるかもしれないけど、その人自身にとっては生きづらいし、死にたいほどつらいという状況で相談に来るので、何か客観的につらさの大きさをはかっちゃいけないんだろうと思って。だから、相談者の人から見たら、このくらいのこと何よと思うことを思っちゃうんじゃないかと、この人はつらいんだよねという、そこに寄り添う相談というのにしてあげないと、この人たちに支援が届いて



いかないだろうなというふうに思うということなんですね。だから、その意味で、もう社会にそういう認識が、そういう自己責任論がまだまだすごく浸透しているというのは、課題じゃなくて状況であり、課題としては、そういう人たちに対して、寄り添う形の支援、この人を今、窓口で切ったら、その後、この人どうなっちゃうんだろうという想像力を持って相談に当たるといふことかな、何かそんなことを感じますね。

○部会長 本当その困難さの度合いはそれぞれの主観的な理解に左右されますんでね、そこがなかなか言い出しかねるもとなっているかと思えますし、今ちょっとお聞きしてて申しわけないんですけど、関連して思ったんですけど、よく虐待なんかでも、虐待だって言い出すと、自分の家族が丸ごと否定されて、だめな家族だと思われるというんで口を出さないというようなことをよく言われますよね。ですから、何かそういういい家族像を守ろうと思って声を出さない人もたくさんいるのかなというふうに思うので、ここもやはりもう少し言い出しやすい環境づくりが要るかと思えますよね。はい。

じゃあ、どうぞ、ほかの先生方、いかがでしょうか。

○河野委員 今、坪井委員がおっしゃったように、親御さんとかも含めて言い出せないような部分って本当にあると思います。前にもお話しさせていただきましたけど、こういうひきこもりの状況になって、親の育て方の問題を結構言及するような支援機関があって、親が変わらなければ子供は変わらないと伝えていきます。実際こういう状況になったら、子供も変わり始めていると思えますし、親も変わり始めている。何とかしなくちゃという意識はあるんですけど、でも、何か責められたらどうしようかというような意識が強かったりとか、あとは前の会にも話しましたが、ひきこもりの長期化で親子の共依存関係が時間とともに構築されてしまっているというところが大きな問題であると思うので、今、古賀委員もおっしゃいましたが、相談しやすい雰囲気、早期な段階で、うちの子ってもしかしたらこういうひきこもりという状況に当てはまるのかなと考えられる、そういう相談しやすい状況を作る必要があると思います。だから「ひきこもり」という言葉もよくないのかもしれないですが、こんな状況だったら要注意ですよという、学校から離れて所属がなくなって、何となく交流関係も少なく半年、一年たっている、この状況というのは孤立状態のまま長期化するおそれがありますよというような、そういったものを前面に出して、こういう状態になったら電話相談でも支援団体でもいいと思うんですけど、どこかにまず一旦相談して、簡単な見立てを、交通整理をしてもらうような機会が必要だというようなところを押し出していかないとはいけ

ないです。先ほども言ったように、やっぱりご家族がひきこもりだという認識を持つまでに三年、四年という時間がかかっていってるといのは、実際そうだと思うんで、そこを強化していかないと十年、十五年選手のひきこもりになり、長期化というのは防げていかないとしますし、幾ら相談機能をつくっていても、なかなかその網にひっかかってこないというような状況になってしまうと思います。

○部会長 どうでしょうか。

井利先生、はい。

○井利委員 まず、躊躇してしまうところなんですよね。確かに坪井先生のおっしゃるように自己責任論というのが蔓延しているというのもすごくあって、やはりこれは親の責任とか育て方の責任といったふうなところから、なかなかそこへ行けないし、じゃあ、ひきこもりだって認めてしまうということ自体がもうとてもつらいところがあって、こうずるずると経ってしまうというのがあるなと思うんですけども、仕事を例えばやめてしまった、いや、すぐ働くから、ちょっと今の仕事つらいからやめるよと行ってやめてしまった。じゃあ親は、じゃあ仕事するんだな、働くんだなと思っていたら、そのまま七年も八年もずるずると年月がたってしまったといったようなケースが非常に長引いてしまって、なかなか支援を求めないでそのまんま、その七、八年、親としてはいつか働くだろうと思っていたというような状況が結構あるかなと思うんです。働けばいいとか、就労すればそれで物事が解決するというふうには、ひきこもりからの脱出イコール就労とか、そういうふうには思い込んでいるというのがあるので、そうではなくて、やはり就労にはなかなか至らない、その前の、先ほど言った、先生がおっしゃってるような人間関係が必要だと。孤立しないための人間関係が必要だということに思い至らずに、就労すればいいじゃないと。本人もそう思っているんで、就労すれば事は解決するというふうには思っているんで、就労しなきゃと思ってるんですけども、でも、七年も八年も間が空いちゃって今さら行ってもどうなんだろうと。それで、多少お金の余裕があったりすると、そのまんまずるずるとなってしまうといったような状態になっているかなと思うんです。なので、これはさっき居場所といったものが、土井先生がおっしゃったような、そういったような居場所みたいなものが地域にないんだなというところで、そういったひきこもりとか、そういう問題以前に、地域で多世代が交流できるようなコミュニティーカフェとか、あるいは青少年交流センターみたいなところとか、児童館とか、そういったところの活動というのが非常に、やはり実はすごく意味を持つ

ていて、それが予防にもつながるし、それから、そういうところでの何か問題が起こる前の予防にもつながるし、問題が起こった後もそういったところで地域で支えていくのであって、決して家族とか本人の問題ではなくて、これは社会の問題だというところのアピールを、やっぱり行政も、それから私たちもしていくというところが大きいかなと思うんですね。まだまだひきこもりの偏見が非常にあるので、あと、親にとっては、そうですね、まあ成人した子供だし、自分が相談に行ってもしょうがないと思っているというところもありますし、それから、もしかしてひきこもりの家族会とかというのがその近所であったとしたら、結構、もともと優秀なお子さんが多かったりするんで、あら、あそこのお子さんがこうなっちゃったとか、近所の人に会いたくないというのがありますので、そういったところのまだまだそういった世間体もあるなというところをどういうふうにやっていくかということを考えなきゃいけないので、そういったひきこもりの家族会ということよりも、何かもっと大まかに思春期の心の問題を考えると、何か大枠での、何かそういったところからこう、ある程度そういったところに来ていただいて、それでちょっと危機感をあおるといえるのか、このままずるずる行っちゃうと、いやまずいよね、やっぱり支援を受ける必要があるよねといったような形でちょっとだけ危機感をあおって相談につなげるとか、支援に行ってみようかな、じゃあ行ったほうがいいのかというふうに思ってもらえるといったようなことが必要なのかなというふうに思います。

あと、非常に躊躇している方は、非常に荒れた時期というのがあるんですね、ひきこもりと。そうすると、自傷行為をやってみたり、死ぬとか自殺未遂をしたりとか、それから親への暴力があつて、そういった中で少しずつ親が一生懸命それを我慢しているうちに安定してきたとなると、その安定した状態をなかなかそこからまた崩したくないという思いがあるので、何かここで刺激を与えてしまうと、また暴れるんじゃないかとか、またもとのように戻ってしまうんじゃないかというような気持ちがあつたりとか、あと、前々から刺激は与えないで見守っていきましょうみたいなことがあるので、その見守るといって、それから、ただ放置してしまうということとの区別がつかなくなっているといった意味では、やはりひきこもりというのは何だろうかということの、まだまだ理解というか、そういったものをもっと少しアピールしていく必要があるのかなというふうに思います。

○部会長 どうもありがとうございました。

今の見守ると放置するものの境目というのがすごく難しいようで、私も東京都でやらせ

ていただいた調査のときも、この子の援助をしなきゃいけないと思うと同時に、自分がやった教育への過失感が増すという話。何というんでしょうかね、つまり助けなきゃいけないようなことにしたのは自分だというふうな罪悪感が返ってくるという難しさを持ってるんですね。こういう感情というのは背中合わせになっているということを訴える方が多かったですよ。ですから、この辺難しいところでね、やはり介入を全くしないでいいということはないわけですから、ケースにおいて介入していかなくちゃいけないんだけど、介入すると途端に今言った自己責任へ戻ってくるので、この辺のメカニズムをやっぱりいろいろわかってもらう必要が、話をするためにわかってもらって、ある程度解放されていかなくちゃいけないのかなという気がします。そういう点では、例えば佐賀県で谷口仁史さんという方が「スチューデント・サポート・フェイス」というNPOで家庭訪問を、アウトリーチ型支援というのを専門的にしています。そういうやり方が全部いいとは思わないんですけど、やっぱり東京都も今5回ぐらい無料でやって、家族の方と対話する形でNPOの方に入っていていただいていますけど、やはりそういう部分というのはもう少し拡大して考えられてもいいのかなと。つまり本当にひきこもり問題にならないと呼べないというんじゃないで、少し入り口のところでそういう話をするチャンスというような機会があったら、いろんなアイデアとかサジェスションとか、あるいはさっきお話、井利先生もおっしゃられていましたけど、サードプレイスを紹介してくれる、居場所となるサードプレイスを紹介してくれるみたいなことも起きてくるでしょうし、それから、子供さんの状態についても、もうちょっとNPOの方とかが話してくださると、客観的に見てくださるところがあるような気がしますね。つまり暴力を振るうという、もう全て非行的な行為のように思っちゃう方がいますが、その根幹にあるものはそれぞれ違っていたりするから、やはりそういう関わり合い方のひずみを理解するためにも、そういうアウトリーチみたいな要素も入っていく必要性が現在ではあるんじゃないかなという気がします。そういう点で、地域社会と家族とのやっぱり関係性というものを緩やかに捉えながら考えていかなくちゃいけませんし、さっきも出てきましたが、1時間半ぐらい、自分の自宅から1時間半以内のいろんな相談機関を使わないという家族が非常に多いのは、やはり難しい問題を投げかけていると思います（古賀正義「ひきこもりとその家族の社会学的研究－『ひきこもる若者たちと家族の悩み』調査の結果から－」中央大学『教育学論集』第54集、2012年、1-30頁）。それは東京都で調査したときにそうでしたが、やはり周囲にわかっちゃうのが嫌なので、近いところを使わないんですね。ですから、これはやは

り地域密着ではあるんだけど、支援の場については東京都のようなところが力を出していかない。近いところでやりなさいと言われちゃうと、それ自体が重苦しいということがありそうなので、この辺も工夫していただく必要があるかなというふうな気がします。

話長くなっちゃいましたが、ほかにこの部分についてどうでしょうか。

土井先生、さっきのSNSの分は大丈夫でしょうか、この分。

○土井委員 SNSではないんですが、今、自己責任の話をされたので少し補っておきたいと思いますが、今おっしゃられていたように、ひきこもりの問題の背景に自己責任の問題があるのも事実だと思いますが、同時に非行系も同じだというふうに思っています。結局、人は何かに依存をしないと生きていけないと思うんですけど、そのときに何に依存するかという問題で、例えばもう一つの部会のほうでやっていた自画撮りの問題だって、何で自画撮りをやるかという、相手の人に承認してもらいたいからですよ。だから送っちゃうわけですよ。それはこちら側のリアルな世界に自分の居場所はない、承認してくれる人はいないから、依存できないから、その依存先をネットの向こうに見つけて、ああ、この人だったらと思って送っちゃうわけですよ。あるいは、いわゆるアクティング・アウト系の非行だって、例えば学校とか地域とか、あるいは家庭に自分を承認してくれる、言いかえれば自分が依存できる人がいないからこそ、仲間のグループの中に依存先を見つけるわけですよ。その仲間のグループの中で突っ走って行ってしまって、いろんな事件になってきているので、これも仲間しか、そこにしか依存場所がないということだと思うんですよ。さらに言えば、さらに人に依存できなくなったらどうするかという、人以外のものに依存するわけで、例えばオーバードーズのような薬物の依存の問題であるとか、リストカットのような問題ですね。さっきお話しされた自傷行為のような問題も、結局は何かに依存をしないと生きていけないからそっちに依存するわけなので、そうすると、やっぱりこの責任を自分が背負ってしまう、何かにそれを転嫁できない、転嫁という言葉は悪いですね。何かに依存できないという問題はひきこもり系だけではなく、非行系の問題にも私は共通をしている問題かなというふうに思っています。

○部会長 重要なところじゃないかと思えますね。その依存する他者というものを、これは自分の中でどう見つけ出せるか。ちなみに、お話ししたんですけど、内閣府調査でも、その就労にいろんな不安を抱える人であればあるほど、むしろ自立する年齢を早くあるべきだと答えてますね。「20代の後半には自立すべきだ」という回答が、その層が多くなっちゃう。

不安と自立が反転してるんですね。つまり不安を抱えれば抱えるだけ早く自立しないとまずいと考えるという、追い詰められ感があるんですね。この辺が非常に難しいところかと思えます。

つまり今もお話ししてましたけど、他者に承認してほしいとか、依存することはできるはずだと思ってるはずなんですけど、自分にある種の自信がなくなってって、関わりを失えば失うだけ、逆に自立しなきゃと思うという追い込み方になってるかと思えます。ですから、やはり今のお話のように、この承認とか依存ということをやっぱり前提に、そういうものを可能にするような入り口づくりというのが要求されていくのかなというふうに思えますよね。本当に、そのときにさっきの出てたラインのアプリとか、そういうところが入り口になってくれるだけで大分変わってくるかと思えますよね。はい。

ほかに、村上先生、いかがでしょう、何か今の部分についてご意見があれば。

○村上委員 ひきこもりに対しては、多分その本人も家族も他人から言われるのは大変嫌がるんだろうというふうに思うんですね。かといって、みずからそういう場所に出かけていけるかという、なかなか難しい。しかしながら、やはり今提供していかなくちゃいけないのは、そういう場所づくり、居場所づくりといたしましょうか。行きやすい場所づくりというものを、やっぱり自治体なり民間団体なりがつくってって、そういうところに行きやすいところ、行きやすい場所として、それを受け入れるということが大事じゃないのかなというふうに思うんですね。それによって、そこから一つずつ発展していけば、もっともっと、今現在あるようなところにつなげていけるんじゃないか。最初の入り口が一番大事じゃないかなというふうに私は思うんですね。それはいろんな意味でといたしましょうか。例えば私も非行の者を何人も扱ったことがあるんですが、まずは自分の子供はそういう非行なんかする子供じゃないんだという、そういう思いがすごく強いんですね。ところが、実際には、その親とか、そういうものに実はこうでこうでということ、実際の場面というものを説明してあげるといことをすると、そうなんだ、うちの子供はやはりいいことはしていないんだということ、理解してもらえるとというふうに私は思っているんです。ですから、このひきこもりについても、他人から頭ごなしに言われるとだめなんだけれども、しかし、そういうところの相談に行って、実はこういう傾向があるとひきこもりになりやすいんですよ、もしくはひきこもりになっているんですよということを教えてあげる、上から押しえつけるのではなくて教えてあげるといことが大事じゃないのかなというふうに思うんです。それによって少しずつ底

上げといいたいでしょうか、本人に意識づけをしていくことができるのではないかというふうに思うんです。ですから、そういう場所の提供というものが大事じゃないかというふうに思っていますので、そういう場所を幾つもといたいでしょうか、いいものをつくって、ピラミッド型のものをつくってもらえると大変ありがたいなというふうに私は思っています。

○部会長　ということで、その第1フェーズの段階には、やっぱり入り口づくりということが非常に要求されるということですかね。非行の場合もそうですよね、はい。非行の育て直しもそうだと思いますね。課題をどこかで訴えられる場づくりをということかと思えます。

ちょっと時間的なこともございますので、次の第2フェーズのところで、また今のようにそれぞれからご意見、そのご経験からの事例を出していただけたらと思いますが、支援が必要だということは認識してるんだけど、どの機関に相談したらよいか分からないような若者とか家族、結構緊急性を要するような人たちの場合についてどうあるべきかということ、これについてまたご意見をいただければと思っております。いかがでございましょうか。2番目のところですが。

坪井先生なんかはいかが。

○坪井委員　私、ちょっと非行関係のことで、東京都の取組でできるのかどうかというのはわからないんですけども、非行に陥っている子供たちに、その支援をどこだったら受けられるよという情報提供できるのは誰だろうかと考えていきますと、非行に、関わるのは、まあ警察がありますよね。警察はあるんですけど、それからあと、少年非行になると家庭裁判所があって、それでそこにいます調査官がいて、それから保護司さんが関わる、保護観察所と保護司さんが関わることが多いですよ、重大なことを抱えている子は。少年院の教官も関わるが多いですよ。それから、私たち弁護士も付添人として関わるという、この少年審判の過程で、更生保護まで含めて、かなりの専門家が関わるんですね。今の少年審判の現場というので、ただ、ずぶっ、ずぶっ、ずぶっと切れるわけですね。家庭裁判所は審判が終わったら終わり、少年院は、少年教官は少年院を出たらもうつき合えない、付添人も審判で終わり、保護観察は保護観察期間が終わりみたいな感じで、ずぶっ、ずぶっ、ずぶっと切れて行って、保護観察が終わったら、もうなくなっちゃうという、ここをもう少し福祉、それから医療、そうしたものの情報を更生保護や少年司法の方たちに持ってもらう。子供たちが、これから先、社会へ出て行って、この困難を抱えていくというのは目に見えているわけですよ。非行の子供たちが。そこで、こうなったときには、こういうところの相談先があるん

だよとか、あるいは、ここに一緒に行ってみようねとかというようなことを、その前の段階で伝えておいていける、それこそ切れ目ないということなんですけど、具体的に、今みたいな期間が決まっているので、そこで切れ目なくやれる方法はないのかなって。

現在、保護司さんたちが中心になっている更生保護サポートセンターなんていうのは、いい例だと思います。保護司さんのところまで行けば、保護司さんが福祉の方たちと一緒に、保護観察が終わった後でも福祉につながれるように、多分、手渡ししていけるようなことなんだと思うんですが、それをもう少し前倒しして、子供の場合だったら、少年院を出るときにちゃんとそこで伝わるか、それから付添人の弁護士も、これは弁護士会のほうの問題だけど、弁護士がちゃんと子供たちに付き添えるかと。もうちょっと専門的なことを言うと、家庭裁判所の裁判官が、環境調整命令というのを審判のときに出すことができるんですね。審判時に、この子は家庭に戻せない、虐待があって家庭に戻せない、少年院から出るときに必ず、もう出先のことをちゃんと考えてくれよと裁判官が思っていると、環境調整命令というのを、審判をつけておくと、かなり先まで家庭裁判所や付添人が実は関われるんですけど、こういった先の先を考えた処分や処遇や情報を持つという、更生保護に関わる人たちの中の一連の何かもう少し連携があってもいいなというのを思います。東京都が、それを提案していただくということであってもいいので、国も関わるので大変でしょうけど、ぜひしていただきたいと思います。

○部会長 いかがでしょうかね。なかなか難しいですよ、今のね。

はい。

○土井委員 今、坪井委員がおっしゃった点に、ちょっとひっかけて話をさせていただきたいと思いますが、保護司さんは、今、非行少年も減ってきているので、いろいろほかにもやりたいという人は、高齢化という問題はあるんですが、いらっしゃって、例えばそれは保護観にかかった少年たちだけではなくて、例えば保護司さんが中心となって、「子ども食堂」を運営したりとか、そういう活動も今始まってはいるわけですよ。だから、まさに非行に入る前のところから、もう保護司さんが今関わってきているので、そういう活動を地方自治体としてどうやって支援していくのかということの一つは考えるべきかなと思っていますね。

あとは、切れ目のない支援を今実際にこれまでやってきているのは、ほぼ、恐らくNPOだと思いますね。いわゆる自助グループがそういうことをやっていて、私がかかわっているところで言えば、親の会なんかはそうですよね。親の会というのは、もう最初から最後まで



ずっと、場面場面ではなくて、親をずっとサポートしているので、ああいう活動を自治体がどうやって支援できるのかというところですね。そこが必要かなと思いますね。

○部会長 横割りの役割分担は、結構正確にシステムとしてできあがっているわけですね。今のお話のようにね。だから、この時点の専門家は誰というのはあるんですよ。でも、その専門家が、ずっと続けて個人とつき合っていくというようなことは、なかなか難しくなっちゃっていて、そこを切れ目なくすることですよね。これ、なかなか簡単そうで難しい課題ですけど。特に緊急避難的に、困ったなというときに、ぱっと行けるような人が身近にいるということは重要になってくると思うんですが、ほかにいかがでしょうか、ご意見はどうですか。

はい。

○岡田委員 私もちよっとその点が気になっていて、私、地域で学習塾を開いています。そうすると、子供たちが小さいころからどうやって生活してきたのかを見ています。私たちのような学習塾であったり、ピアノを教えている人たちだったり、地域の子供たちと関わっている人たちが、「子ども 110 番の家」というようなものを掲げて、居場所というんでしょうかね、1回何でもいいからちょっと寄ってみようというような窓口になれば、もっとも、専門家ではないけれども、1回受け入れる場所がある、ワンクッション入れる、そして、その人たちが、検索をすれば、簡単とは言っちゃいけませんけど、検索をすれば、相談機関につながることができる。そういうシステムができれば、救える家族が増えるんじゃないかなと、漠然と今お話聞いていて思いました。

○部会長 そうですね。「子ども 110 番の家」とかは、別に専門性ではないですもんね。だから、受けとめてくれる人がいるということですかね、今のお話はね。

確かに、前もお話ししましたが、ひきこもりの方の聞き取りを東京都でさせていただいたときも、1例だけ、すごく大きな改善事例の方がいましたけど、その方も、専門家というよりも、むしろ地域をいつも巡回している保健婦さんと仲よくなられて、その方からいただいた情報で、いろんな親の会とか、そういうところへ出かけてって、よくいろんなことがわかるようになったという方でした。ですから、もちろん専門家は重要なんでしょうけど、専門家じゃなくてもいいから、切れ目なく、いろんな情報を提供してくれたり、相談のあり方について助言してくれたりということは必要になるかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○井利委員 おっしゃるとおりだと思います。地域には、本当に児童委員とか民生委員の方、それから青少年委員の方、たくさんの方々がいらっしゃって、やっぱりその方たちはいろいろな情報を持っていらっしゃると思うんですね。それをうまく吸い上げて、そして必要であれば専門家につなぐこともできるし、そこでもちゃんとできるといったような状況をつくっていくというところで、私たちがそういうところにどんどんお話をしに行ったりとか、そういった形で、地域の本当にそういったところで活躍している、活動している方たちと、どうやったらうまくつながれるかというところが非常に大きな課題かなと思います。

行政というふうに考えると、例えばいろんな生活福祉課とか障害支援課とか、保健センターとか、家庭教育センターとか、そういったところがばらばらとある中で、何かそういうふうにかちかちとあるので、そこに特化したところに行かなくちゃいけないのかなというような、何となくそういった認識を持ちがちで、グレーの方が多いので、いろいろ複合的な問題も抱えているし、じゃあ、どこへ行っていいかわからないといったような状態なので、やはりそれを、できればワンストップ的な窓口があると多分いいんだろうなというのと、それから、たまたま相談に来てくれたといった場合に、つなぎ方だと思うんですね。うちではなさそうだな、あっちかなと思うけれども、一応、ちゃんとお話を聞いて、きちっとお話を聞いた上で、じゃあ、ここに行ってみたらどうかと思いますけれども、もしうまくいかなかったら、もう一回、いつでもまたもう一回お電話くださいねと言って、まずその方同士でつなぐことが必要になるかもしれないし、その方がみずから行けるかもしれないしといったような、非常に丁寧なつなぎ方が必要かなというふうには思います。

あと、情報が行き渡らないんですね。なので、多少始められているとも聞いておりますけれども、やはり所属があるうち、中学とか、そういったところの所属があるうちに、そういう情報があれば、そのとき必要なくても、何かそういうのをもらったことあるよねというところで、切れないでいけるという場合もあるんじゃないのかな。所属がなくなっちゃうと、どこにそれを配付していいのかわからないというのもありますし、なかなか、インターネットは、親御さんが高齢だと、ちょっと見づらかったりとか、区報も見なかったりとか、そういったところで、やはりそういうふうに配られたものをしっかり持っていて、前にこれをもったんですけどもというふうに連絡をしてくるといったようなことが起こり得るので、そういったところで、所属があるうちに、何かそういった手だてをするというのは、大事なんじ

ゃないのかなというふうに思います。

○部会長　まずは、所属があるうちは、とにかくそういういろんな予防情報を出していくということがありますよね、今の話。

その前にあったように、窓口探しのところが簡単にできたほうがいいということで、何か例えば検索サイトがあるとか。何かよくあるじゃないですか。地域で、物が要らない人は、そこへ物を、この本棚要りませんかやると、どこの地域で、いつ行けばもらえますみたいを書いてある、そういうアプリケーションとか、ありますよね。それと同じに扱っちゃうのはあれでしょうけど、そんな感じの気軽さで行けるようなワンストップ窓口がないかということはありませんよね。こんな課題だったら、ここへ行けばいいみたいな誘導をしていただくような。あるいは、私の家はここだから、ここからだったらこれとこれがあるみたいな、そんなのが何かアプリとしてあったら、今の話は、かなり相談の誘導をしそうな気がしますね。どうでしょうかね。

はい。

○村上委員　先ほど坪井委員から話があった、更生保護サポートセンターの話、これはちょっと私のほうからも紹介をしたいと思うんですが、実は、今年、約倍近く増えたんですね。これは国会議員の方の視察によるものだというふうには思っていますけれども。

一つだけ紹介したいのは、大田区には、もう前々からあるんですが、一つの区に、一つ、二つというふうに配置していこうというような今趨勢になっておりまして、大田区については、少子化もありまして、小学校の跡地に部屋をもらって、面接する部屋が三つ、四つあったり、それから事務をとる部屋、それから会議をする部屋といったようなことで、そういうセンターがあるんですね。更生保護サポートセンターが。そこは保護司さんが常駐しているんですけども、ただし、保護観察を受けている者だけが行くわけではなくて、それ以外の人たち、悩みを持っている人たちもいいんですよということを大田区自体がPRをしているんです。なぜ大田区だけがこんなに、大田区が一番進んでいるんですが、なぜかといいますと、実は私、保護観察官をやっていたころに、大田区を担当していたんですが、今の大田区長の松原さんが、実は保護司さんだったんですね。今は区長さんで、もちろん保護司でもあるんですが、大変立派な方で、そういう保護観察、保護司、更生保護に対してすごい意欲のある方で、更生保護サポートセンターをつくる时候にも、小学校を提供しましょうといったようなことで始まって、それを平成 30 年度に全国で約倍になって、今、千に近いの更生保護サ

ポートセンターができました。これはやはり保護司さんのノウハウを全て生かそうじゃないかと。

というのも、やっぱり保護観察事件数、刑事事件が減ったせいもあります。ここ十数年で38%ぐらいに減っております。そういうこともあって、保護観察事件数も約半数以下になっています。そこで保護司さんの役割は何なんだろうかということをやったときに、7月に、月間として「社会を明るくする運動」というものがあります。これは社会全体で地域から非行をなくしていこうという運動を保護司さんが率先をしてやっていると同時に、今言った更生保護サポートセンターというものをもうちょっと生かそうということで、大田区の場合には、大田区役所の中に、そういうパンフレットを置いています。更生保護サポートセンターはここにありますが。ですから、いつでもこういう相談は乗りますよと。そういうところが全国津々浦々に広がっていくことがいいことなのかなというふうに思いましたので、ちょっと発表させていただきました。

以上でございます。

○部会長 「更生保護サポートセンター」については、十分なみんなの理解がないですから、少し理解をしていく必要があるかと思えますね。さっきの子ども食堂なんかもそうですけど、まだまだスタートしたばかりで、わかっている方はわかっていますが、全然知らない方もたくさんいらっしゃいますよね。ですから、そういったさまざまな場が既に存在し始めているということをやっぴり伝えていかないといけないでしょうし、そこで相談的機能を持っている人たちがどんな人たちかも、我々はやっぱり理解していく必要があるかなという気がしますね。

ちなみに、私、うちの近くに鑑別所があるんですよ。八王子の少年鑑別所があるんですけど、そこも相談機能を持っていて、余りたくさんの方はまだいらっしゃらないんですね。ですから、鑑別所というと、悪い人じゃないと行っちゃいけないと思うらしくて、行かれならしいんですけど、ちゃんと相談機能を持っていて、お部屋もあるんですね。ですから、そういうところも壁が低くなれば、必ずしも専門家という方ばかりじゃなくて、いろんな方が対応してくださっているんで、その辺、せっかくのいろんな機関の意味みたいなのを伝えるということができたらいいと思います。

はい、どうぞ。

○河野委員 すみません。先ほどの検索サイトみたいな、これはあったほうがいいなというふ

うに思っています。前にもちょっとお話ししたかもしれないんですけど、できれば絞り込み機能みたいな、お金かかっちゃうかもしれないんですけど、条件を入れていけば、必要な団体が絞り込まれていく。今、いろんな悪徳支援団体みたいなことも話題になっているようなところで、やっぱり東京都で、うちの団体なんかもそうですけど、登録団体になっていて、ある種のフィルターがかかっているというのは一つの安心材料にもなると思いますし、そういったものを、今、古賀委員もおっしゃったように、細かいところまで情報が入っているといいなと思います。

ただ、これは関係機関向けと一般向けというのは分けたほうがいいのかもしいかなと思います。関係機関向けは、より詳細なものがあつたほうが、まず、そっちのほうが先かなというふうに思います。プラス、どこか情報共有的なことができる、こんな事例があつたというのが、その中で共有できていくような書き込みができるような部分であると良いかと思います。とある少年院へ行きました。先ほど土井委員の話にもあつたんですけど、帰る先が見つからない、家に帰せないという子を何とかできないかというお話がありました。ある程度大人の年齢になっていけば、大人の施設というのがあるんですけど、通信制の高校もあと1年残っていて、本人は学校へ行きたいとか、そういう希望が出てきてしまうと、なかなかそこに入れて学校も仕事も両方やってというのは難しそうだというので、じゃあ、どういう支援ができるのかといったときに、例えば若干発達障害的なものがあるから、障害の手帳をとって、グループホームを活用して、プラス、就労支援であったり、就学支援できるような部分、たまたま我々のところはそういう機能があるので、じゃあ、それを利用していくためにはどうしたらいいんだろうとなると、関係機関と調整していかなくちゃいけなくなり、関わる機関もかなりの数になります。実際、支援が始まってからも、保護観察処分を含めて、少年院の先生方も、今、後追いしながら支援していたりとか、保護司さん、あとは各自治体のそれぞれの担当部署の方が来て、ケース会議を開いたりとか、かなり大がかりな仕組みになってくるんですけど、その組み合わせ方などの情報は全然わかっていないんですよ。少年院ごとで、初めてそのケースであつて、その担当者の方は、情報を持っているんですけど、それ以外の方だとわからないので、事例のある、こちらの少年院のこの担当の方に聞いてくださいというのと、そこで少しずつ広がりが見れてくるんですけど、本当は、そういう一個一個の、今は一例ですけど、事例が出てきたら、そういうのが共有されていって、課題点とか、その網ではうまく支援し切れないような子たちも実際いるので、じゃあ、そういう方たちがいるんだ

ったら、どういうシステムを今度つくったらいいいのか、それは国のほうも考えなくちゃいけないのかもしれないし、都レベルで考えることなのかもしれないんですけど、そういったものも組み立てられるような仕組みや、情報の集積も含めて、そういう情報共有というか、情報が集まってくるような、サイトができていくといいなというふうに思っております。

○部会長　ということで、ワンストップ窓口をつくるということと同時に、情報提供の例えばアプリとか、あるいは、いろんな情報が簡単に見られるという意味では、例えば相談アクセス事例集なんていうのがあったら、こんなになったら、あんなところへ行ったらこうなりましたみたいな話、そういうFAQ的なものがあったら行きやすいでしょうね。親御さんと話していたときも、そういうことを盛んにおっしゃる方がいました。自分のうちほどの辺の状況、問題の状況なのか、一般的なのか特殊なのかわからないんですというお話をされる方が多かったですからね。やっぱりそんなものがもしあったら、ここへ行くのがいいのかなど。誘導する必要はないんですけど、そういうイメージづくりができたらということはありませんよね。そんなことが期待されているかと思います。

まだご意見ある方も、もう一つ次のフェーズに行きましょうか。つまり、今のような、ちょっと切迫して、相談するところを探すみたいなことから、今度は第3で、相談したけど適切な支援機関につながらない、あるいは、それによって長期化して問題を抱えちゃっているという、そういう若者とか家族についての対応策ということで、先ほどの出ていた話より、ちょっと深まっちゃったケースについてということですが、こちらはいかがでございましょうかね。どんなことがあるでしょうか。どなたでも結構ですが。

井利先生、いかがですか。どうですか。

○井利委員　相談したけれども、適切な支援機関へつながらないといったような場合、まず、入り口ですよ。そこの入り口でつまづいている場合が多い。紹介の仕方というのも、先ほど言いましたし、やはり前の議論でも十分出ていたかと思うんですけども、最初に嫌な思いをすると、二度と行かなくなりますね。あと、ただでさえ、相談に行くということというのは、物すごく、実は私たちが思っているよりも、うんとハードルが高いというところを、もう本当にそこはきちっと認識して、本当に丁寧に聞いていかなきゃいけないかなというふうに思うんですけども、大した問題じゃないねみたいな形で言われてしまったりとか、じゃあ、あっち、別のこっちへ行ってみたらどうですかと言ったけど、そんなところに簡単に行けるくらいだったらというような思いもありますし、そういったところで、きちっと聞いていく

というところが非常に大事だということと、それから、困難を抱えた若者は、発達の方の通訳が必要だという議論もありましたし、自分の困難さを言葉にするのに、とても時間がかかるんですね。真面目な、いい方が多くて、こうあるべきという姿というのが、もうわかっていますので、それをただ述べてしまう。なかなか、その奥にある本音とか、そういったものを、自分の抱える問題というのを言うには非常に時間がかかるし、1回の相談では難しい場合もありますよね。そういったところで、やはりかなり時間を要するといったところで、例えば15分とか20分ではぱっと問題が、こういう問題があって、こういうことで相談に来ましたって言えるぐらいだったらばいいんですけど、そういう方のほうが圧倒的に少ない。何が問題なのかも自分でもよくわからずに、でも、すごく大変で、もやもやして生きていくという思いを何とか解きほぐしていくというようなことが必要なので、そういったところでは、最初の窓口というのは、非常に、ある意味専門性が高いものが必要かなというふうに思っているんですけども、窓口担当者がころころ変わってしまったりとか、そういったところがまだまだ見受けられるなというふうに思います。そこら辺のやっぱりひきこもりの方たちの理解といったものが、とても必要なんじゃないのかなというふうに思います。

あと、そうですね、大方の方が、例えば、この方はどうしても医療につなげなきゃいけないというふうに思っても、じゃあ、医療につなげるには、まず、じゃあ、どうすればいいんだろう、保健師さんにつなぐのかとか、それから、直接クリニックにつなぐのかといったような問題もありますし、医療機関との連携が、実感として、なかなかうまくいかないという感覚があるんですね。というのは、お薬が出るとしても、例えば薬だけで治るかとか、薬だけでいいのかということ、そうではなかったりするわけですよね。家族関係だったりするかもしれないしといったようなところでも、その方の人間関係の在り様だったりするかもしれないんですけども、何か、医療につないだ、薬飲んだ、じゃあといったような、お医者さんも、それからつないだほうも、そういうふうな感覚でいってしまうと、結局、中断になってしまったりとか、そういったケースをよく聞くかなというので、医療機関との、どういうふうにもうまく連携すればいいのかなって。例えば私なんかは一生懸命紹介状とか、紹介状とか、意見書とか、そういったことを持たせたりとか、それから、自分でもお医者さんにお話ししようと思って連絡をしたりとかするんですけども、なかなかうまくつながらなかったりとか、それから、そちらへ紹介状を出しても、医療機関からお返事がぺらっと1枚、こういう薬を出しましたで終わってしまうとか、何かそういったようなことはまだまだある

かなというふうに思っています。

○部会長 一つ、そうですね、まず前段で出ておられましたけど、相談する当事者は本音を言わないという、これは非常に大きい問題があるかと思えます。非行少年についても似たことがあるかと思うんですよね。ですから、問題の根幹のところをある程度継続的に探り出すとか、そういう作業が必要で、もちろんスクラム連携は要るんだと思うんですけど、最初にリファー先になったところが、ある種のプライオリティを持って、その専門性の中でやれることをやってしまった後に次に行かないと、混乱するということはあるというお話ですよ。僕もそれはすごく重要だと思えます。何か全部連携が必要であるかどうかという以前に、まず、リファー先でやるべきことをある種の優先課題としてやって、次に行かないといけないということがあるかと思えます。

それと同時に、こっちは難しいんですけど、医療との連携とか、医療情報の獲得というのが、これがなかなか難しいところで、例えば児童自立支援施設なんかをたくさん毎年のように私訪問させていただいているんですけど、旧教護院ですよ、そういうようなところでも、もう、どうしてもいろんな病気もあるものですから、子供たちへのいろんな薬品の投与というのは、もう当然のようにやられているんですけど、この辺の把握って、正確にしておかないと、相談が別な方向へ行っちゃうんです。違う人のように見えちゃうもので。だから、正確な把握ということができるよう医療機関との連携の形というのは、また別途、すごく重要な点をお示しいただいているんじゃないかと思えます。この辺は、ここの範疇で全部やれることではないとは思いますが、同じ連携でも、ハードルが違っているかなということかと思えますね。はい。

ほかにいかがでございましょうか。

○坪井委員 最初に相談を受けたところが、そこでできることはするというところもあるんですけど、例えば「若ナビ」のようなところが相談を受けるとしますよね。そうすると、そこは、そこでできることというのは、多分、次へつなげていく支援なんですよ。システムとして紹介するじゃないですか。例えば一緒に行ってあげるところまではやる。しばらくそこでやってみて、でも、うまくいっているかいないかを本人からもフィードバックしてもらって、連携がうまくいっていたら、その機関から、こういう相談にいらしていますけれど、やはり途絶えていますとか、あるいは、この方は私たちではちょっと手には重いですとかというように、戻ってくることでできて、それをまた「若ナビ」のほうで受けて、じゃあ、次、



こうしまししょうかみたいな、何か行きつ戻りつというような支援ができるといいなど。渡しつ放しというんじゃないくて。何か中心になるところに行きつ戻りつできるというような支援の方法が講じられないかな。スクラム連携というのは、そういう意味で、一方通行じゃ終わらないんですね。帰ってくる、また行ったり来たりするって、その感じの行きつ戻りつの感じが欲しいなというのがすごくありました。

それから、医療との関係も本当に難しく、ただ、物すごい重要だと、私たちも物すごい重要だと思って。今、自傷系のある子供たちのホームをやっているんですけど、そのホームだと、もう本当に福祉の支援と学習支援と医療支援がもう密にがっちり組まないといけないわけですね。ただ、私たち、新しい発想法をそこで教えてもらっているんですが、私は専門家じゃないので語れないんですけど、虐待を受けたり、かつてトラウマになるようなものを抱えている子供たちが、そのSOSとして、非行であったり、自傷行為であったりという行為に走ってしまっているという例はとて多いんですけど、お薬じゃなくて、トラウマそのもののトラウマ治療を行うという、精神科医の、児童精神科医の方たちの努力が日本でも次第次第に広がっていて、児童相談所の先生方なんかも、トラウマ治療、12週間の間をきっちりやっていく治療なんですけど、そういう治療を受ける。そうすると、その予後が、とてもいいとのこと。人間関係をつくっていく上にですよ。トラウマ自体というのは、消すんじゃないくて、それがあったときに、フラッシュバックが起きたときにどうやって、例えば呼吸法であったり、いろんなことを学んでいくということなんですけど、そうしたことをすることによって、非常に予後がよくなっていくという実践をされている。やはり困難を抱えている子供たち、若者たちの背後には、そうした過去のトラウマというものを、薬じゃなくて、きっちり治療の対象として受けなきゃならないという情報をもう少ししっかり持って、やっている先生たち、まだ精神科の先生はそんなに多くないんだろと思うので、はいどうぞというわけにはいかないでしょうけど、そういう形できちんと治療する方法が心理や医療の分野で広がっているんだということを、もう少し知ってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

ついこの間、私、新聞で見たんですけど、刑務所で始まった、どこだったか、どこかの刑務所が初めて始めたというので、受刑者の方たちが、マインドフルネスの講習をやって、それを受けている方たちが、自分の怒りのコントロールを受刑中に受けていって、社会へ出たときに生きやすくするというようなことをやっていたらよかった。やっぱりそういう医療と

か、そうした心理の実践も、刑務所で初めてと書いてありましたから、日本の刑務所でもなかなかなかったんだと思うんです。今後、更生保護の分野で多分取り入れられていくのかなと思うので、そうしたことも、ちょっと情報の一つとしてどこかに書いておいていただければなというふうに思いました。

○部会長 今のは、さっき土井先生もおっしゃったんですが、依存症の問題、広い意味の病気というんでしょうかね、そういう精神的な問題を抱えているケースがたくさん散見されるようになってきて、例えば万引きなんかはクレプトマニアという言葉をよく使われますけど、常習性のある、盗むこと自体が、ある種の気持ちの解放になっちゃうというような問題があるんですね。それで、それを改善するプログラムが、薬物だけじゃなくて、先ほどお話出ましたけど、呼吸法であるとか、あるいは、いろんな困難な事例を乗り越えたケースを思い浮かべていくような、そういうイメージ療法だとか、いろいろ出てくるようになりましたし、認知行動療法の広がりも当然あるんですね。恐らく今の話というのは、今後、日本でもそうになっていくと思いますけど、欧米では、そういう、地域にトリートメントをするためのセンターを置く場合が多くて、これは医学と労働と福祉と教育が大体合体してしまっていて、生活改善の形の中からもいろんなものを見出していくというやり方は多くなっていると思います（古賀正義「治療共同体運動」の特質と展開—スペインにおける依存症の若者の社会的包摂の試み—」日本教育学会第 75 回大会発表要旨集録、2017 年、334-335 頁）。先ほど出ましたように、行きつ戻りつの把握とか支援とかということ意識して、そういう場がだんだんできてきているかと思えます。ですから、新しい場がということもありますけど、同時に日本でもそういう要素が入ってきているということは間違いないので、我々も、ちゃんとそういう情報を把握していかなきゃいけないのかなというのを今お話聞きながら非常に思いましたし、そういう意味で、いろんな機関が相互に情報を持っていないと、わからないことがありますね。

どうでしょう。ほかにいかがでしょうか。

○村上委員 先ほど古賀先生から認知行動療法のことが話がありましたので、ちょっとお話ししたいと思うんですが、これは数年前から始まっていて、特に性犯罪者について認知行動療法が始まってしまっていて、これは矯正のほうから、刑務所のほうから始まったんですが、刑務所のほうでは、いわゆる少年院の教官を呼んで、専門家が余り行刑、刑務所のほうでは大変少ないものですから、近くにある少年院もしくは少年鑑別所の職員を呼んで、週 1 回ぐらい

ずつやっているというのが現状でございます。それを引き継いで、その者が仮釈放になった場合には、保護観察所のほうでも認知行動療法をやっているというのが現状でございます。これは生かされて、生かされているというか、効果があるかといいますと、大変効果があります。

実際、私、地方更生保護委員会というところで委員をやっておりまして、それで、その際に、この者を仮釈放するかどうかということの決定をする前に、本人が、今現在、性犯罪、自分がやったことについてどう考えているのかということをよく聞くんですね。そうしますと、いや、実はあのときは、本当に、女性のいる前ですけども、女性が短いスカートをはくということにさわってほしいんだと、本当にそう思っていましたと、こう言うんですね。それも真面目に言うんですね。それ、そうか、今はどうなんだと言うと、いや、今はそうじゃないということがわかりましたと。なぜわかったと言ったら、いや、ここでいろんなことを教えられましたと。こういうことを言うようになったんですね。ですから、これで少しはよくなったのかな、そうすると、仮釈放しても再犯の可能性は少ないのかなと、もう少し、それじゃあ、この刑務所の中で続けてもらって、完全になったところで仮釈放しましょうということで、矯正の職員とよく打ち合わせをしたものなんですね。

そういう意味では、認知行動療法というのは、性犯罪だけではなくて、ほかのものにも、窃盗とか、そういうものにもつながっていくんだらうというふうに思いますので、この方法をどんどん、刑務所も、更生保護のほうも、それから一般的なところでも、取り入れていただいたらいいんじゃないのかなというふうに考えている次第でございます。

○部会長 ちょっと難しいところもあって、まだまだ翻訳的に日本に入ってきているだけですし、一長一短があるかなという気もしますが、ただ、そういう療法が有用性があるという声もあるということかと思えます。

ですから、同時に考えていくと、相談と同時に、そういうプログラムをやってもらうところへ導く必要性があるものもあるということですよ。これはやっぱり相談だけで全てが解消しない、長期的な人たちは。プログラムをやらないとだめということはありませんよね。

私も、薬物依存についてはずっとヨーロッパで見てきたんですけど、やっぱり長期化している薬物依存の人を簡単に離脱させるということは不可能に近くて、やはり5年とか4年とかって、そういう長いサイクルの生活改善プログラムをやってもらうというのが一般的です

ね（古賀正義「スペインにおける「治療共同体運動」の歴史と実践—依存症に対する予防・改善教育の試みから—」日本子ども社会学会第24回大会抄録集、2017年、104-105頁）。やっぱりすぐさま効果はなかなか上がらないので、長期的に、そういうところで実際の活動をしてもらうということをやっていく。このフェーズに入っちゃっている場合には、いろんなプログラムを試していくという側面もあるのかなというふうに思いますが。

どうですか、この辺、僕は専門では余りないんですけど。土井先生、どうですか、今みたいな問題は。大丈夫ですか。

○土井委員 大丈夫です。

○部会長 じゃあ、ほかの。河野さんはいかがですか。何かご意見。

○河野委員 ひきこもりの部分に関しては、先ほど井利先生もお話ししていましたが、やっぱり最初の見立ての部分特に重要になってくると思います。うまく支援につながらないというのは、何かしらミスマッチが起こっている可能性があります。ひきこもり状況というのは、本当に幅広いので、医療・福祉から就労まで必要としている方々がいるので、その辺をどう見立てていくのか重要です。ご本人が電話してくてくれれば、回を重ねれば本音も出てくるようなところはあると思いますし、ひきこもりケースの、多くはご家族からの相談になるわけで、家族からだけの情報で当事者の状況を想像していくのって、なかなか大変な話になるので、そこはやっぱりそれなりの見立て力を持った人間が対応して、つないでいき、つなぎっ放しにしないで、後追いをちゃんとしていって、何かあればいつでも帰ってきて、再相談に乗れるような形というのはつくるべきだと思います。当事者もそうですし、ご家族もそうなんですけど、最初の相談はエネルギーが要るんですよね。それがだめだと、そこでしぼんでしまうと、あっという間に3年、5年というような歳月がたってしまって、ある種、当事者もご家族も、パターン化した、安定した生活の状況に陥ってしまう可能性があるんで、ここの相談体制をしっかり強化していく必要があるというふうに思っております。

○部会長 このフェーズは、ですから、家族のほうが先に疲れてきちゃうというフェーズですね。きっと今のお話でね。

私もちょっと実は東京都のインタビューのときにいろいろ聞かされたんですけど、成果が上がらないということに対するいら立ちとか不安を抱えるご家族が多くて、それで、さっき河野さんがちょっと言いかけられましたけど、自立支援ビジネスと呼ばれるような、ビジネスのほうへ入っていく方とか、広い意味の宗教活動に行かれる方とかが出てきてしまうこと

が結構あったですね、お話の中から（古賀正義「ひきこもり」を理解する立場性と当事者の家族・親」『ひきこもりと家族の社会学』世界思想社、207-212頁）。

そういう意味で、この辺のところは難しいところがあって、少し長い展望の中で、情報提供だとか、今、お話あったように、家族のエネルギーが枯渇しない方法を探っていくというようなことが必要になっていってしまうのかなということだと思いますね。そういう意味では、本当に切れ目がないとか、息の長いとかという支援の話になっていくのかなと思いますけども。

一応、じゃあ、これで第3のフェーズのところは……。

どうぞ。はい。

○坪井委員 すみません。恐らくもう何度も出てきていることなんですけど、非行少年だった人たちの就労とか学習支援、医療支援は絶対なんですけど、実際、住むところの支援というのも、本当に必要なんだということで、居住場所の支援ですね、そこも含めた支援を。やっぱり家がない、住む場所がない、帰る家族がないという人たちの困難のほうがさらに深い。そうした人たちがどこで住めるかということ、生保を受けるとか、居所提供施設とか、一時的な。というような、もう本当、若い子はとても行きたくないようなところの、2段ベッドのところに入っていきなさいみたいところを紹介されて、そこで住んで、そこから就労するとか、学習支援って、ちょっと無理。なので、若者たちの居所提供施設というのも、実は、本当にもっともっと改善していかないと、この支援の全体像から言うと、抜けないでほしいというふうにすごく思うということと、あともう一つだけ。

高校生のうちに、ぜひとも支援の場所があることを伝えてほしい。全ての高校生、例えば3年生が卒業するときに、必ず「若ナビ」あるよみたいな情報提供をしてほしい。余りたくさんいっぱい情報提供されると忘れちゃうので、「困ったらここ」みたいなだけでもいいので、せめて都立高校3年生にはみんなプレゼントぐらい、何か考えていただきたいなと思います。

○部会長 いかがですかね。今の後段の話は、事務局と最初に話したときも出てきたんですけど、やっぱり卒業とか、出口のところで、そういう情報提供はあったほうがいいでしょうね。

それから、居住とか、いわゆる福祉レベルでのいろんな支援がないと、その先がないかもしれないですね。これもやっぱりいろんな窓口との連携の中でやらなきゃいけないところが多々あるかと思います。実際、保証人がいないとアパートも借りられないとか、いろんな問

題が生じていますよね。その辺、信用を失っちゃう人たちも多いですから、難しいところがあるかと思えます。

さあ、そういうことで、一応、第3フェーズのところまで来たんですけど、振り返りしながら、ほかに、全体を通じて言い残していることとか、もう少し考えてほしいこととか、今の話の中でまだ出ていませんというようなこと、何でも結構なんですけど、どうぞ、もう少しご自由に、全体に関してのご意見をいただければと思います。残っている時間が少し短いんですけども、どうぞご自由にお話しいただければと思いますが、いかがでしょう。

はい。

○土井委員 すみません。確認ですが、今やっているのは、第1章の第2の課題のところですよ。

○部会長 一緒にお話ししていて、1章の2と、それから2章のところとか、大体かぶってきているものですから、それで重ねて今お話ししてきたんですけど、分けたほうがよければ、はい。

○土井委員 いや、2章でお話ししたいことがあったので、それで今控えてきていたんですけど、では、それも、もう今含めて話してもよいですか。

○部会長 もちろん。どうぞ。

○土井委員 では、幾つかご検討いただきたいことがあります。

まず、第2章のほうになりますけど、対応策のほうなんですけども、まず、第1の支援が必要であるが、支援の必要性を認識していない人たちに対する問題で、先ほど坪井委員のほうがおっしゃった、問題を問題として認識をしていないというか、むしろ、だからそれは自己責任と捉えてしまって、それは私なんかの問題じゃないよねって、それに対しては、こっちから言ってみれば、声かけというか、こっちから何かアクションが必要ということですよ。

このときの一つのやり方なんですけども、これは難しいところだと思いますが、東京都内の、ある区がやっていらっしゃることで、ちょっと差しさわりがあるかもしれないので、どこの区かは申し上げませんが、幼児期のお子さんを抱えているお母さんたちにイベントをやっているんですね。そのイベントの中身は、別に幼児期の子供の問題をやっているんじゃないんです。お母さんたちのリラクゼーションのイベントをやっているんですね。乳幼児を抱えているお母さんたちの。そこでは託児施設も設けるんですよ。そうしないと、お母さんは参加できないから。一時預かりやりますよって。だから、一時預かりをしてもらって、その

間、お母さん、楽しんでくださいねというイベントをやるんですね。そのお母さんたちは、あっ、これで一息つけるというので、お子さんを預けてリラクゼーションに参加するんですが、このイベントの真の目的は、そうやって実は託児施設に預けたお子さんたちの実は内々でチェックをしているというんですよ。つまり、虐待の痕跡がないかをそっと見ているというんですね。それはお母さんは言えないからですね。そうやって、一見全く関係ないイベントなんだけど、そこで潜在的に虐待のケースがもしもあったら、何かアクションを起こそうということをやっているんですね。なので、イベント等を考えるときに、何か 이슈にのっとったイベントではなくて、一見関係ないんだけど、そういうものと連携するというんでしょうかね、そういうものから問題を発見していくという、ちょっと工夫がやっぱり私は必要かなというふうに思っています。これは非常に示唆的な取組だったので、そういうものが必要かなというふうに思いました。

それから、続けて言ってしまってもいいでしょうか。さっき控えていたので。

あとはですね、二つ目の支援の必要性は認識をしているが、どの機関に相談したらよいかわからない人たちに対する問題ということなんですけども、これも先ほど、いろいろ課題が出てきましたけども、実は私は今勤務している筑波大学の人文社会系というところの社会連携室長をやっています、今、大学の取組で、ちょっと関係ない話ですけども、国連でも採択されたSDGsの問題に取り組もうとしているんですね。そのときに、一般市民向けに、SDGsの講座を受けてもらって、マイスターになってもらおうという制度と、それから、これは4回か5回とか、講座を受講して、完了して、修了した人がSDGsのマイスターの称号をもらうという制度なんですけど、それと同時に、SDGsのアンバサダーもつくろうという話をしているんですね。これは1回切りで、1回のイベントに出てきて、イベントに参加して、いろいろ話を聞いてくれれば、それでアンバサダーというものを与えましょうという、この2段階でいっているんですね。

なぜこの話をしたかという、先ほど、いろんな窓口があって、支援の窓口があって、どこに行ってもいいかわからない、例えばそれを検索するようなサイトをつくったらどうだろうかという話もありました。それも重要なんですけど、そのサイトにまずつながるクッションが必要だと思うんですよ。当然ながら、じかに、行政の窓口に行くと当事者が行くのは距離があるので、クッションになる人が必要だと思うんですよ。これは、多分、1回の、1日の多分講習で済むと思うんです。例えば行政にはどういう窓口がありますよということを講習

すればいいんですよ。あるいは、もしサイトをつくれれば、その検索サイトはこうやって使うんですよという実習を1回やればいいんですよ。そういう行政の窓口の紹介とか、あるいは検索サイトの使い方を、講習を受ける。その講習を受けた人には、何かそういう若者支援、アンバサダーみたいなものを与えて、すれば、そこに行けば、その人に相談すれば、どういう行政窓口に行けばいいよってわかる。そういうクッションになるような人をつくっていく。そういうアンバサダーのような人をつくっていく。当事者と行政の間に立つ人をつくっていく。そういう仕組みを私も考えたらいいのではないかなというふうに思っています。

それから、最後の第3と第4、第4ですかね、予防的な取組のところ、少しこれもお話をしたいんですけども、先ほど現状のところ、若い人たちの生活圏が内閉化をしてきているというお話をしました。これは恐らく予防の取組とも対応策とも関わってくると思うんですね。

これもちょっと問題があるので、支障があるので、どこの大学かは言いませんが、都内の超々有名な、偏差値の一番高い都内の私立大学の教員から聞いた話ですね。学生たちとゼミをやっているときに、君たちはこういう大学に入れてとてもラッキーだよねって、家庭にも恵まれていたし、勉強もできたし、よかったよねという話をしたときに、学生たちがきょんとして、それは僕たちが努力したからですって、大学に入れなかった人は、そもそも自己責任でしょうって、努力しなかったから入れなかったんでしょというふうに言うというんですよ。つまり、どういうね、例えば高校を中退せざるを得なかった人もいるわけですよ。勉強をしたくてもできなかった人もいる。潜在的な能力はあるはずなのに、その機会に恵まれなかった人がいる。そういう子供たち、若者たちがいるということ、そういう人たちがどういう生活をしているのかという情報が入っていないんです。恵まれている子供たちのところに入ってきていない。これがまさに分断化という、内閉化という現象なんですね。

だから、ここを恐らくもっとつなげていかないといけないんですね。それは今は恵まれていても、そういう人たちがいざつまずいたときに、ああ、もう自分はだめなんだと、それが非行とかに、あるいはひきこもりにつながっていくとすればですね、それは予防につながっていくと思うんですよ。ですから、そういう内閉化・分断化を開かせていくという取組がまずないと、これは予防につながっていかないだろうというふうに思うんですね。

それは非行に走ってしまった子供たちも同じで、例えば先ほど冒頭で古賀先生のほうから、再非行者率、再犯率の高さという話がありましたけども、厳密に言うと、再犯者、再非行者



の数は減っているわけですよ。ただし、初犯者、初非行者の数の減り率のほうが激しいので、再非行者率は上がってしまっているわけですよ。じゃあ、なぜ減り率が少ないのかという問題で、これはいろいろ、例えばレットル張りの問題とか、いろいろあるので、一つの要因ではないけども、でも、私はやはり生活圏の内閉化という問題も大きいと思っています。それは、つまりいてしまった子供たちも、つまりいた世界の中に閉じてしまっているのもうそこしか知らないわけですよ。そうすると、そこでつまずいた自分をもう本質的な自分の姿として捉えてしまう。周りにそういう評価をしてくれる人しかいないからですよ。そうではないものの見方を自分にしてくれる人、自分の自己イメージを変えてくれるような人と出会う機会がないので、そういう意味では、こういう人たちの再非行を防いでいくという意味でも、この内閉化というものを壊していかないといけないと思っていますね。

それはひっくり返して言えば、1回非行に走った子供たちを、あいつら自己責任だから、自分たちとは違うんだからといって、切り捨てていく、恵まれている側の子供たちの問題ともつながっていくので、両者はつながっていかないといけないと思っていますね。

このときに、どうやって第3の視点を入れるかということの対策の問題なんですけども、私は、同世代の視点だけではなくて、異なった世代の視点を一つ入れていくということがポイントかなというふうに思っています。

例えばですね、これはいろいろ支援の対応策があると思うんですけども、埼玉県のある自治体でやっている試みは、今、市民向けの一般講座、いろいろなところでやっていますけども、この一般講座を開く場所なんですよ。今、少子化なので、学校の、普通のやっている学校のクラス、教室が空いているわけです。そうすると、高齢者とか、そういう人たちが参加する一般講座を別のところでやるんじゃなくて、学校の空き教室を使ってやるんですよ。そうすると、子供たちは、日々、学校の生活の中で、子供たちだけではなくて、じいちゃん・ばあちゃんと日々の生活の中で出会うんですよ。同じ校舎の中で一般講座もやっているんで、子供たちがおじちゃんとかおばちゃんとか、おじいちゃん・おばあちゃんに出会うんですよ。そうすると、自分たちの同世代とは違った世代の視点が入ってくるんですよ。これは当然じいちゃん・ばあちゃんたちの生きがいにもつながっていくんでしょうけども、同時に、子供たちにとっても異なった視点が入ってくるので、大きな意味があるんですよ。こういう一般講座を学校でやるような事例とか、こうやって私は壁を、それぞれに閉じてしまっている壁を壊していくいろんな工夫は、自治体でも、やりようによってはできるのかなというふうに

思っています。そういう仕組みづくりが、対応策としては今後求められるかなと思っています。

若干長くなりましたが、以上です。

○部会長 幾つもご提案いただいて、大変大事なところがたくさん含まれているかと思います。

一番最初のやつは、最近有名になっている教育経済学者、ヘックマンという人がいます（『幼児教育の経済学』東洋経済新報社、2015年）けど、その人が、やっぱり幼児期にいろんな課題を確認することで、問題を切実に感じていない人たちから問題を掘り起こすということを言っています。特に、幼児期から。これが効果が高いと。排除をされる人を救うときに、このほうが高いということを言っていますが、本当かどうかはちょっと置いておくとして、やはり面と向かって、君はひきこもりですかと聞いて、そうですと言う人はいないので、方法論として、少し違う問題のほうから入って行って、そういう状況のある人を把握するというやり方は、非常に有効ではないかなという気がいたします。ですから、問題を見つける見つけ方、あるいはそういう必要性を、支援の必要性を認識していない人に、掘り起こして問題を感じてもらい感じ方を、もう少し間接的ないろんな入り口をつけてやってみるというのも一つあるかなというふうに、お話を聞いて思いました。

それから、もう一つは、いろんな情報提供の中継ぎになる人をつくろう、媒介者をつくろうという、これもずっと保護司さんの例とか、さまざま挙げていただいていた、私もちょっと保健婦さんのお話をしましたけど、すごく重要じゃないでしょうか。普通の人でいいんですね、中継ぎはね。ですから、こういう人たちをいろんなところでリクルートしていく。実は予防的な取組の話事務局としたときも、もっとう、広範囲に、地域社会に言って、働きかけていたらどうかということをお話ししていたんですね。ですから、特別な人じゃなくてもいいので、いろんな相談のことがわかり得る人たちを掘り起こす、そういう啓発は都にとってもできることではないかなという感じを持ちました。その辺、サイト情報と並列したり、あるいは相談のワンストップ窓口と並列したりしてやると効果が非常に上がりそうですね。

それから、最後、三つ目に出ていました、異なる世代とか異なる視点を持つ他者とつき合おうということ。特にその中で、問題を抱えた人について触れて行って、理解を深めようという、これは障害を持った子供たちの例でも、非常に同じようなことが出てきているかなと思います。さっきもずっと皆さんがご指摘のように、ひきこもりの人なんて、きっと話しす

ることもできないんだみたいに思ってしまう。さらに言うと、僕も授業で話したりすると、そういう人は社会に要らないんですよなんていう反応が学生さんからも出てくるような時代。結構厳しいなというふうに思うときが多いですから、やはりいろんな課題を抱えている人たちにも参加してもらいながら、いろんな異なる人と触れる機会を用意するというのは、もうこれは非常に重要な点ではないかなと思いますし、同時に、その中から、ぜひ、非行であれ、ひきこもりであれ、問題を抱えた本人を責めるのではなくて、その問題自体を変えていくために何ができるかと考える人たちをたくさんつくっていくということが有効ではないかなという気がしますよね。

ほかに何かご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。今のような、まだちょっとお話ししなかったというようなことで、どうでしょう。

もう一点だけ、はい。

○土井委員 すみません、言い忘れたので。

先ほど情報提供するときに、もう待っていてはだめで、こちらからネットを使い、SNSを使い、プッシュをしていかないといけないという話を冒頭にしましたけども、このときに、具体的に、じゃあ、どういうメディアを使うのかというのは、やっぱり敏感に今の流れをサーチしていないと難しいので、やっぱりそういう若い人が必要かなと思いますね。

例えば、それこそラインとかツイッターとかという、テキストベースだけではなくて、今はもう、若い人はY o u T u b eとかみんな見ているわけだし、そういう動画を使って訴えていくというのも必要だと思うんですね。プッシュをしていくというのは必要だと思うんですね。それで、例えば一時、高校生たちが使っていたのは、動画を自分で配信するときにツイキャスなんかを使っていましたけども、もう今はツイキャスではなくて、何だっけ、T i k T o kに移ってきているわけですね。そうすると、やっぱりそういう、今はT i k T o kなんだよって、そこで例えば 15 秒の動画を載せればみんな見てくれるよということは、知っていないとわからないですね。だから、そういうことをわかっていて、そういうのを実際につくれる人がやっぱり必要かなと思いますよね。例えば都でこういうイベントをやったんだよというのをT i k T o kで 15 秒の動画でぽんと上げる。そうすると、みんなばーっと見るわけですよ。じゃあ、こんなことやっているんだって知るわけですよ。そういうプッシュをしていくメディアをやっぱり選んで、どこが一番効果的なのかというのを敏感にサーチをしていくことが必要かなと思います。

○部会長　ということで、ぜひ、都のほうでもお考えいただいて、そういう、どんどん媒体が変わっていますからね。同時に、いろんな行政が、地方の行政もそうですけど、都内でも、市区町村もいろんなそういう発信の方法については工夫していますよね、今ね。ですから、やっぱり特に若い世代は、そういう新しいものへ引っ張られますから、その辺もちょっと工夫していくということは非常に重要になるかなと思います。

ほかにご意見のある委員の方々いかがでしょう。どうでしょう。大分出たかとは思いますが、ほかにいかがですか。何か話し足りないぞという方々、大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

○部会長　それじゃあ、もしよろしければ、時間も定刻の 16 時半を過ぎてしまいましたので、ずっと挙げていただいたように、それぞれのフェーズを一応意識しながら、いろんなご意見があったかと思います。そんなに核になる部分は変わっていないと思うんですね。やはり問題を感じ取ってもらえるような、ある種の情報提供や啓発をいろんな角度からしていこうということがまずありますでしょうし、そういう中で、ワンストップ窓口をうまく生かせるような体制づくり、そういう、人の問題は大きいですよ。情報の加工の問題も大きいです。ですから、そういうふうな形で、相談を、どこに相談したらいいかわからない人たちへの、即時的なというか、今、対応できるやり口は、重要になっていくのではないかなというふうにお聞きしながらも思いました。

その上で、さらに長期的な人たちについては、さまざまな機関の連携と、行きつ戻りつの連携という、非常に僕もそれは大事だと思いますので、そういったものを促進していけるようにしていくということが要求されていくのかなというふうに思います。

基本的には、やはり当事者に合う支援をつくらなきゃだめですよ。つまり、若い世代がここでは課題を抱えているわけです。若いというか、若いという言い方がいいかどうかかわからないですけど、まあ、高齢化しているひきこもりの方もいらっしゃるし、非行少年の方でも、長く非行少年から脱せない方もいるので、一概に言えませんが、ただ、やはりある程度若年世代にいろんなものを投下しないと、資源が生きないと思いますので、そういう人たちの感性、当事者性というものをわかるようなやり方をやっぱり工夫していく、これはいろんなものをやっていくときに若者に意見を聴取する必要があるんじゃないでしょうかね、若い世代の。聞き取りをして、やはりその人たちに合うものを探っていくということをやっていたらどうかなと、お聞きしながら思いました。

ということで、まだまだ議論は尽きないと思うんですけど、今のようないろんなご意見が出ましたので、これを少し整理して、事務局のほうからしていただいて、そして、こんな点ならやれるぞという、一つの意見具申の形をつけていただけないかなというふうに思うところですよ。

ここまでで何かご意見、ご質問ありますか。大丈夫でございましょうか。もしよければ、一旦、今日のお話はここまでにさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長　それでは、次第の4ということで、最後に事務局のほうから、今のお話を踏まえて、ご連絡を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○坪原青少年課長　それでは、次回の第7回若者支援部会につきましては、本日出していただいたご意見をまとめまして、意見具申の素案という形でお示ししたいと考えております。

ただ、我々自身、まだ理解が足りないところというのものもあるかと思っておりますので、再度、作成する際につきましては、先生方にちょっとお問い合わせなどをする事項があるかもしれませんが、大変お手数をおかけいたしますが、ご協力方、よろしく願いいたします。

また、次回の第7回でございませけれども、そちらの意見具申の素案につきましては、また自由闊達なご意見をいただければと考えていますので、重ねてご協力をよろしく願いいたします。

そして、第7回若者支援部会の日程につきましては、5月下旬に開催する方向で現在調整中でございます。

以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。

前回、皆さん方から紙ベースで出していただいたものが随分有効でして、ぜひ、また具体的にご意見を出していただければいいと思いますし、最後、具申ですので、やっぱりできることという、いろいろあるんだけど、やれることにフォーカスして、こういうところはぜひやりたいというところをやはりきちっと出していけたらなというふうに思っておりますので、ぜひ、その点も、皆さん方のご経験のある事例とかを踏まえながら、ご意見をいただくとありがたいかなというふうに思っております。

ちょっと不手際で、時間が少しオーバーしてしまいましたけども、これをもちまして、第6回の専門部会を閉会していきたいと思っております。

今日は、どうもいろいろご意見ありがとうございました。

午後 4 時 37 分閉会